

第3章 踏切道における交通の安全

1 踏切事故のない島根を目指して

○踏切事故は、長期的には減少傾向にありますが改良すべき踏切道がなお残されており、引き続き踏切事故防止対策を推進することにより、踏切事故のない島根を目指します。



2 踏切道における交通の安全についての目標

○踏切事故件数ゼロ



3 鉄道交通の安全についての対策

《視点》

それぞれの踏切の状況等を勘案したより効果的な対策の推進



《4つの柱》

- ① 踏切道の立体交差化、構造の改良促進
- ② 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ③ 踏切道の統廃合の促進
- ④ その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

第3章 踏切道における交通の安全

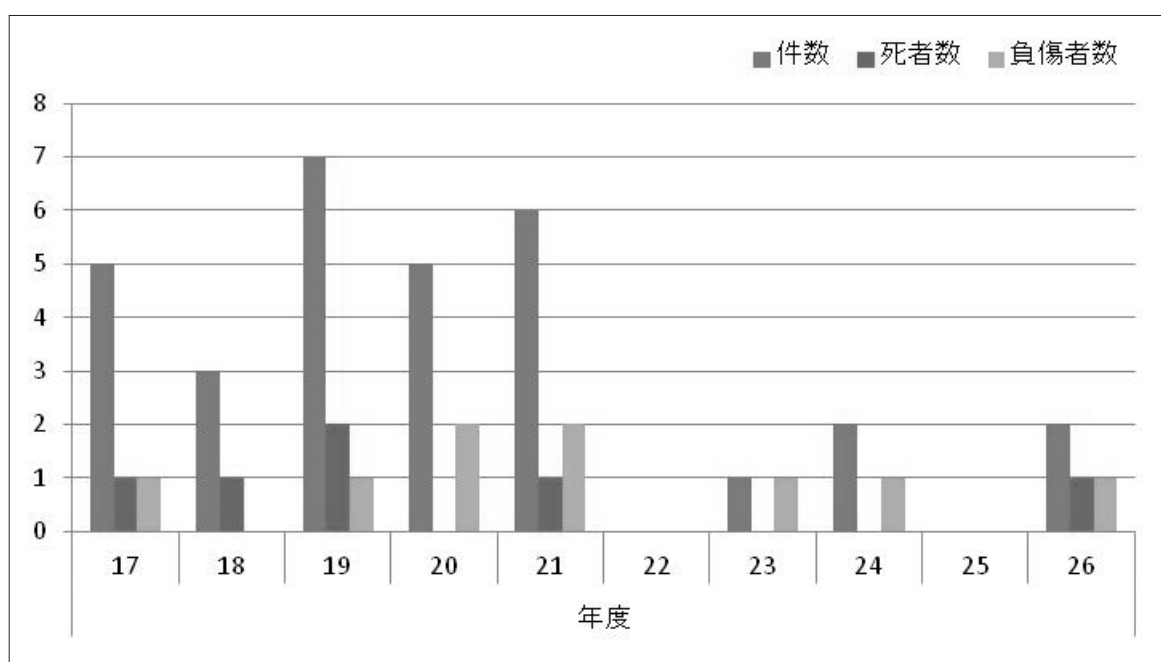
第1節 踏切事故のない島根を目指して

踏切事故は、長期的には減少傾向にあります。しかし、一方では、踏切事故は鉄道運転事故の約3割を占め、また、改良すべき踏切道がなお残されている現状にあります。

こうした現状を踏まえ、引き続き、踏切事故防止対策を総合的かつ積極的に推進することにより踏切事故のない島根を目指します。

I 踏切事故の状況

踏切事故の事故発生件数、死者数等の推移



資料出所：中国運輸局鉄道部

踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故をいう。）は全国的に見ると、長期的には減少傾向にあり、平成26年度の発生件数は248件、死傷者数は211人となっています。

踏切事故は長期的には減少しており、これは踏切道の改良等の安全対策の積極的な推進によるところが大きいと考えられます。しかし、依然、踏切事故は鉄道の運転事故の約3割を占めている状況にあり、また、改良するべき踏切道がなお残されている現状にあります。

県内においては、平成22年度から26年度までの5年間に5件の踏切事故（死者1人、負傷者3人）が発生し、鉄道の運転事故の約3割を占めている状況にあります。

II 近年の踏切事故の特徴

近年の踏切事故の特徴としては、

- ① 踏切道の種類別にみると、発生件数では第1種踏切道（自動遮断機が設置されている踏切道）が最も多いが、踏切道100か所当たりの発生件数で見ると、第1種踏切道が最も少なくなっている

- ② 衝撃物別では自動車と衝撃したものが約5割、歩行者と衝突したものが約3割を占めている
- ③ 自動車の原因別でみると直前横断によるものが約5割を占めている
- ④ 歩行者と衝突した踏切事故では、高齢者が関係するものが多く、60歳以上で約5割を占めていることなどが挙げられます。

県内における平成22年度から26年度までの5年間に発生した踏切事故5件を原因別にみると、直前横断が1件、側面衝撃が2件、停滞が2件となっています。

(中国運輸局)

第2節 踏切道における交通の安全についての対策

I 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

踏切道における交通安全対策について、踏切事故件数、踏切事故による死傷者ともに減少傾向にあることを考えると、第9次交通安全計画に基づき推進してきた施策には一定の効果が認められます。

しかし、踏切事故は、一たび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすものであること、立体交差化、構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備、踏切保安設備の整備、交通規制、統廃合等の対策を実施すべき踏切道がなお残されている現状にあること、これらの対策が、同時に渋滞の軽減による交通の円滑化や環境保全にも寄与することを考慮し、高齢者等の歩行者対策等それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進することとします。

また、各踏切道の遮断時間や交通量等の諸元、これまでの対策状況等を踏まえて、道路管理者と鉄道事業者が協力し「踏切安全通行カルテ」を作成・公表することにより、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進していくことも重要です。

II 踏切道における交通安全対策

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良促進
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施（高齢者等の歩行者対策の推進）
- 3 踏切道の統廃合の促進
- 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

1 踏切道の立体交差化、構造の改良促進

主要な道路で交通量の多い踏切道等について、道路の新設・改築に当たっては、極力立体交差化を図ります。

なお、歩道が狭隘な踏切道についても、事故防止対策として効果の高い構造の改良を促進します。また、従前の踏切対策に加え、当面の対策や踏切周辺対策等も踏切対策に位置付け、ソフト・ハード両面からできる対策を推進します。

(中国運輸局、中国整備局 松江国道事務所・浜田河川国道事務所、県道路維持課、県道路建設課、県都市計画課)

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いこ

とから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行います。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進めます。

高齢者等の歩行対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進します。

道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識等の大型化、高輝度化による視認性の向上を図ります。

(中国運輸局、県警察交通規制課)

3 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進します。

ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近隣踏切道の統廃合を行わずに実施できることとします。

(中国運輸局)

4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進します。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置や踏切保安設備等の高度化を図るための研究開発等を進めるとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行います。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進します。また、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進します。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応します。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないよう努めます。

(中国運輸局、県道路維持課、県道路建設課、県警察交通企画課、県警察交通規制課、県警察交通指導課)